

令和6年度（第2回）坂出市国民健康保険運営協議会 議事録

開催日時 令和7年2月6日（木） 15時00分～15時40分

開催場所 坂出市役所 本庁舎 3階 中会議室2

<出席委員>

- ・被保険者を代表する委員
高尾廣文 辻まち子 古家ひろみ
- ・医師・薬剤師を代表する委員
淡河洋一 北条聡子 八木宏暢 赤垣京子
- ・公益を代表する委員
三谷朋幹 吉田英子 大石康夫
- ・被用者保険を代表する委員
角光由

<欠席委員>

- ・被保険者を代表する委員
高木政博 土井昌実
- ・医師・薬剤師を代表する委員
川西賢作
- ・公益を代表する委員
藤川亘 多田羅日出子
- ・被用者保険を代表する委員
加藤敬

<事務局>

- ・健康福祉部 加賀部長
けんこう課 大野課長 角野課長補佐 寺嶋係長 山下主事
- ・市民生活部
税務課 滝本課長 樋本課長補佐 谷川係長
市民課 玉井課長 小川係長

開 会

大野課長 失礼いたします。ご案内いたしました時間もまいりましたので、ただいまより、令和6年度第2回坂出市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますけんこう課の大野と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。これからの進行は着座にて失礼させていただきます。

それでは、最初に三谷会長よりご挨拶をお願いいたします。

三谷会長 皆様こんにちは。本日は寒い日が続く中、またお忙しい中、当協議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、国民健康保険制度が抱える構造的課題は皆様もご承知のとおりです。特に被用者保険に比べ所得水準が低いにもかかわらず、高い保険税負担が生じている点は、長年の懸案事項となっております。この状況に加え、近頃の物価高騰は医療分野にも多大な影響を及ぼしております。光熱費や生活必需品の価格上昇が被保険者の家計を圧迫し、必要な医療サービスの抑制や保険税の負担感の増加が懸念されております。一方で、医療機関におきましては、必要とする医療資材や人件費が上昇しまして、大変厳しい運営を強いられていることと存じます。このような厳しい環境下において、すべての被保険者の皆様が安心して医療を受けることができる環境をいかに整えていくか、これが大変重要な課題となっております。

本日は、制度改正に関する諮問を受け、審議した後に、報告事項として今年度の決算見込および来年度の予算について事務局から説明があります。委員の皆様には、幅広い視点での活発なご意見を期待しております。また、スムーズな議事進行に努めてまいりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

大野課長 ありがとうございました。次に、有福市長よりご挨拶を申し上げます。

有福市長 皆様こんにちは。委員の皆様には、日頃より本市の国民健康保険事業はもとより、市政運営の各般にわたり、格別なる理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

先ほど、会長も触れられた、国民健康保険制度が抱える構造的課題は、本市においても例外ではありません。これらの課題に対応するため、香川県では市町の相互扶助による財政運営の安定化を図るために、保険料水準の統一に向け協議が重ねられております。また、昨年12月には、国から示されたマイナンバーカードと保険証の原則一体化の方針に基づき、保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しております。本市としましては、市民の皆様への丁寧な説明と支援を通して、今後もマイナ保険証への移行がスムーズに行われるように努めてまいります。

本日はこの後、税制改正に関する諮問をさせていただきます。我々には、限られた財源の中で、いかに効率的かつ効果的な事業運営を行うかが問われております。皆様から

忌憚のないご意見を賜り、より良い国民健康保険制度の実現に向けて、知恵を絞ってまいりたいと考えております。

そして、委員の皆様におかれましては、本年3月をもちまして当協議会の任期が満了となります。3年にわたり、本市の国民健康保険の運営に対して多大なるご尽力とご貢献を賜り誠にありがとうございます。また、今後とも引き続き当協議会にご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。最後に、委員の皆様がたに深く感謝の意を表し、私の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

大野課長

ありがとうございました。本日の運営協議会は、現在2名のかたが遅れていらっしゃいますが、委員17名中10名のかたのご出席となっております。委員の過半数の出席を得てございますので、運営協議会規則第6条に基づき本協議会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、私のほうで本日の出席委員をご紹介します。お手元にお配りしております配席図をご覧ください。前方、三谷会長でございます。藤川副会長は本日、体調不良のため欠席させていただいております。配席図の右側のほうからご案内させていただきます。被保険者を代表する委員といたしまして高尾委員でございます。辻委員でございます。古家委員でございます。次に、医師・薬剤師を代表する委員といたしまして坂出市医師会から淡河委員でございます。北条委員でございます。坂出市歯科医師会から八木委員でございます。配席図左になります川西委員が現在、遅れております。続いて、坂出市薬剤師会から赤垣委員でございます。次に、公益を代表する委員として坂出商工会議所から吉田委員ですが、遅れるとの連絡が入っております。続きまして、坂出市連合自治会から大石委員でございます。次に、被用者保険を代表する委員として角委員でございます。

なお、被保険者を代表する委員でございます高木委員、土井委員、公益を代表する委員でございます多田羅委員、被用者保険を代表する委員でございます加藤委員は、所用のため本日欠席をさせていただきます。

それでは、議事に移りたいと存じます。議事の進行につきましては、運営協議会規則第3条第2項により、会議の議長は、会長が行うこととなっておりますので、三谷会長、よろしくお願いいたします。

三谷会長

それでは規則に基づきまして、議長をつとめさせていただきます。議事に入る前に、本日の会議録署名委員について指名させていただきます。高尾委員様、淡河委員様、よろしくお願いいたします。後日、議事録が事務局より送られてきますので、内容を確認いただいて、問題なければ署名、捺印しご返送をお願いします。

諮問

三谷会長

それでは、諮問事項に移りたいと思います。まず、諮問を有福市長より受けたいと思

います。

有福市長 諮問、坂出市国民健康保険運営協議会 会長 三谷朋幹殿
下記の事項について、貴協議会に諮問します。
1. 坂出市国民健康保険税条例の一部改正について
坂出市長 有福哲二

大野課長 ここで、諮問事項について協議していただくため、市長はいったん退席させていただきます。

協 議

三谷会長 それでは、さきほど、市長より提出されたました諮問書の写しにつきましては、事前に委員の皆様のところへ配布しておりますので、ご確認をいただければと思います。今回の諮問事項として、国民健康保険税条例の一部改正についての説明を事務局よりお願いします。

(吉田委員 入室)

寺嶋係長 諮問事項 1. 坂出市国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。これは、本年 3 月に予定されております地方税法施行令の改正に伴い、本市の国民健康保険税の課税限度額および軽減判定所得額を変更するものです。

まず、課税限度額の改正について説明します。資料 1 ページをご覧ください。また資料 3 ページに国が示す概要がありますので、併せてご確認ください。国民健康保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた公平なものとする必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響を考慮し、保険料負担の上限額となる課税限度額が設けられています。この課税限度額の引き上げを行うことで、高所得者層に応分の負担を求め、中間所得者層の負担緩和を図ることができます。現行での課税限度額は、医療分が 65 万円、後期高齢者支援分が 24 万円、介護分が 17 万円、合計 106 万円となっております。このうち、医療分を 1 万円引き上げて 66 万円に、後期高齢者支援分を 2 万円引き上げて 26 万円とし、介護分を据え置き、合計 109 万円とします。

この引き上げの影響について、令和 7 年 1 月 15 日時点の被保険者で比較すると、医療分が課税限度額を超過している世帯数は 70 から 66 へ減少し、課税総額は 67 万 9,070 円増加し、後期高齢者支援分が課税限度額を超過している世帯数は 48 から 42 へ減少し、課税総額は 86 万 8,772 円増加する見込となっております。

続いて、軽減判定所得の改正について説明します。次のページをご覧ください。これは均等割および平等割に係る 5 割軽減、2 割軽減の軽減判定所得を引き上げることで、低所得者が物価上昇の影響で軽減判定所得から外れないようにし、税負担を軽くしよう

とするものです。世帯内の給与所得者等が1名の世帯の場合、5割軽減措置の対象となるのは、改正前は、所得額が「43万円+29万5千円×世帯の被保険者数」を下回る世帯ですが、改正後は、所得額が「43万円+30万5千円×世帯の被保険者数」を下回る世帯となり、世帯の被保険者数に乗ずる金額が1万円増額となります。同様に、2割軽減措置の対象は、改正前は、所得額が「43万円+54万5千円×世帯の被保険者数」を下回る世帯ですが、改正後は、所得額が「43万円+56万円×世帯の被保険者数」を下回る世帯となり、世帯の被保険者数に乗ずる金額が1万5千円増額となります。

軽減判定所得を引き上げた場合の影響を、令和7年1月15日時点の被保険者で比較すると、軽減世帯数が医療分および支援分で21世帯、介護分で10世帯増えることになります。軽減額は、全体で139万4,990円増加し、被保険者の税負担軽減が拡大されることとなります。つまり、約140万円の国保税収が減少となりますが、減少した分は全額、基盤安定繰入金として県より4分の3、市より4分の1が国保会計に法定繰入されますので、国保財政への影響はありません。以上で、説明を終わります。

三谷会長 ありがとうございます。ただ今の説明事項について、ご質問はございますか。

大石委員 異議なし

三谷会長 異議なしというご意見をいただきました。諮問事項につきまして、同意することについて異議のないかたは拍手いただければと思います。

(拍手)

三谷会長 ありがとうございます。それでは、同意が得られたものと認められまして、答申案を皆様のところに配布いたしたいと思います。しばらくお待ちください。

(答申案の配布)

三谷会長 ご確認いただきましたでしょうか。答申案につきましては、私のほうから読み上げますのでご確認をよろしくお願いします。諮問された内容につきまして、諮問事項1．坂出市国民健康保険税条例の一部改正について諮問のとおり改正することに同意する、という答申で進めたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。ご異議ないかたは、再びですが拍手をいただければと思います。

(拍手)

三谷会長 ありがとうございます。それでは、諮問されました案件につきまして、答申案のとおり答申を行うことが承認されました。それでは、市長をお呼びいただきまして答申いた

したいと思います。

大野課長 ただいま、市長を呼びに行っておりますので少々お待ちいただきたいと存じます。

答 申

三谷会長 答申、坂出市長 有福哲二殿

令和7年2月6日に当協議会に諮問された下記の事項について、坂出市国民健康保険運営協議会規則第2条に基づき、下記のとおり答申します。

1. 坂出市国民健康保険税条例の一部改正について

諮問のとおり、改正することに同意する。

令和7年2月6日 坂出市国民健康保険運営協議会 会長 三谷朋幹

有福市長 協議いただきましてありがとうございました。

大野課長 市長はここで退席させていただきます。

報告事項

三谷会長 それでは答申が終わりましたので、続きまして報告事項へ移りたいと思います。報告事項1. 令和6年度国民健康保険特別会計決算見込について、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

寺嶋係長 令和6年度坂出市国民健康保険特別会計決算見込について説明します。資料4ページをお開きください。坂出市国民健康保険特別会計決算見込および予算を記載しています。左側の表に歳入、右側の表に歳出を記載しています。それぞれの表には、左から令和6年度当初予算、次の青色の列に令和6年度決算見込、その右の列に令和6年度の当初予算と決算見込の比較、次の赤色の列に令和7年度当初予算、最後に令和6年度と令和7年度の当初予算の比較を記載しております。決算見込額については不確定な部分もたくさんありますので、現段階での見込額を報告させていただきます。

まず、令和6年度決算見込について、予算と比較して大きく数字が変更する部分について説明いたします。歳出科目から説明してまいりますので、右側の歳出の表の青色の列およびその右の列の当初予算との比較をご確認ください。上から2項目目の保険給付費につきまして、当初予算比で4億5,057万1千円減の41億5,274万4千円となる見込みです。これは、団塊の世代に当たる被保険者が年齢到達により後期高齢者となったことや、社会保険の適用拡大などにより被保険者数が減少し、保険給付費の総額が減少したためです。その下の保健事業費につきましては、122万6千円の減少が見込まれておりますが、これは医療費通知の送付回数を年1回としたことや、特定健診および特定

保健指導等の受診者が予算上の想定数を下回る見込みであるためです。

次は基金積立金についてです。令和5年度からの繰越金のうち令和6年度に精算を行う予定の額を差し引いた1億5,806万9千円を、9月議会にて承認を受け、積み立てました。年度末までに、さらに利息分を積み立てる予定です。令和3年度に、年度間の財政調整を図ることを可能とし、国保財政を安定的に運営していくために基金を創設しましたが、それ以降、取崩しを行うことなく、毎年、積み立てを行っています。この基金は、今後さらなる被保険者数の減少や、急激な保険給付費の増加、社会情勢の悪化による収納率の低下等により財源不足が見込まれ財政運営が困難になった場合に、最終決算が赤字となることを回避するために取崩しを行う予定となっております。

続きまして、歳入科目についてご説明いたします。左側の表の、同じく青色の令和6年度決算見込額の列とその右の列の当初予算との比較をご確認ください。まず保険税につきまして、一般分、退職分を合わせて予算比6千万円程度増の8億5,794万6千円を見込んでおります。これは、物価高騰等の社会情勢の影響を受けるのではないかと懸念し、収納率を低めに見積もって予算を作成しておりましたが、実際は例年通りの収納率を確保できる見込みで収納額が推移しているためです。

次に、県支出金のうち普通交付金について説明します。普通交付金は、歳出科目にあります保険給付費のうち療養給付費・療養費・高額療養費・高額介護合算療養費・出産育児一時金・葬祭費・審査支払手数料に係る支出額から、第三者行為や過誤等による返納分を除く全額が交付されるものです。そのため、先ほど歳出を説明した際に述べましたように、保険給付費の総額が減少したため、それに伴い交付金額も減少することになります。

特別交付金につきましては、現在、交付申請手続きを進めているところでして金額は確定しておりませんが、昨年度の交付実績等を踏まえて、予算作成時よりも増加することを見込んでおります。

その下にあります、一般会計繰入金につきましては、国保税の収納率が想定を上回る見込であるため、今年度におきましても、赤字繰入は発生しない見込となっております。なお、令和2年度に保険税率を改定して以降、5年続けて黒字となる見込みですので、併せてご報告いたします。

次に、繰越金につきましては、令和5年度に黒字となった1億6,604万8千円を令和6年度に繰り越し、基金積立金に充当いたしました。

以上のことから、令和6年度の歳出見込額56億3,313万円、歳入見込額57億4,807万5千円となり、収支差引額および繰越金等を除いた単年度収支額のいずれも、黒字となることを見込んでおります。以上で、令和6年度決算見込みに関する事務局からの説明を終わります。

三谷会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見、ご感想等はございますか。

(意見なし)

三谷会長

5年連続で黒字ということで、本当に素晴らしい運営ができていていると思います。続けて報告事項2のほうへ移りたいと思います。令和7年度国民健康保険特別会計予算(案)について、事務局より説明をお願いします。

寺嶋係長

令和7年度予算について、主な費用に係る概要を説明いたします。先ほどと同じく、歳出科目から説明してまいりますので、右側の歳出の表の赤色の列およびその右にある令和6年度当初予算との比較をご確認ください。

総務費は、9,334万4千円を計上しました。令和7年度より国保システムの保守料が大幅に増加するなどの理由で、今年度より700万円程度増額しております。保険給付費は、1人当たり医療費は増加傾向にあるものの、被保険者数の減少が見込まれることから、2億1,198万2千円減の43億9,133万3千円を計上しております。続いて、保健事業費は、今年度より233万7千円増の5,571万4千円を計上しております。令和6年度から令和11年度を計画期間とする本市のデータヘルス計画において、特定健診の受診率向上を最優先で取り組む事業と定めており、今年度は特定健診の自己負担額を一律500円に引き下げました。来年度は、さらに被保険者の負担を軽減すること、10月の駆け込み受診を解消すること、特定保健指導をできる限り年度内に開始することなどを目的に、特定健診を8月末までに受けたかた全員を対象に、自己負担額と同額である500円分のQUOカードを配布し、実質無料で健診を実施する予定としております。続いて、国保事業費納付金は、424万3千円増の11億7,548万7千円を計上しております。坂出市から香川県へ納めるものですが、保険料水準の統一をめざし、今年度から納付金ベースでの統一が始まっております。医療費水準の高い本市にとっては、年々、納付金の総額が少なくなる見込みでしたが、国による公費の支給基準が見直されたことにより、1人当たり納付金および納付金総額が増加することとなりました。

続きまして、左側の歳入科目を説明します。国保税につきましては、約221万円減の7億9,478万7千円を計上しております。被保険者数の減少の影響を受け、国保税収納額につきましても減少を見込んでいます。次に、県支出金については、約2億481万円減となる44億1,498万9千円を計上しております。これは、歳出である保険給付費の減少に伴い普通交付金が減額となるためです。続いて、一般会計繰入金については、1,039万3千円減となる4億8,812万2千円を計上いたしました。前年度予算と比較して基盤安定繰入金の減額が見込まれるためです。また、来年度におきましても、県へ納める納付金等は国保税で賄えると想定しており、赤字繰入の必要はないと見込んでおります。今後も赤字を発生させないよう、引き続き収納対策や医療費適正化、交付金の増額確保等に努めてまいります。

以上、令和7年度予算総額は、歳入歳出ともに前年度比2億1,410万3千円減の57億3,251万6千円を計上しております。これで、令和7年度予算に関する事務局からの説明を終わります。

三谷会長 ありがとうございます。令和7年度国民健康保険特別会計予算（案）について、何かご質問ご意見等ございますか。

吉田委員 予算のその他の項目の内容について説明をお願いしたいです。

寺嶋係長 歳入に関するその他の内容といたしましては、国保税の支払いが遅れているかたに対する延滞金や第三者行為の賠償金、あとは過誤などによる返納金などが主なものとなっております。歳出に関するその他の内容といたしましては、坂出市国民健康保険では与島に診療所を持っておりますので、そちらへの繰出金。それから、前年度までに収納した税について返納が生じた場合に市民のかたにお返しする過誤納還付金、それと予備費が主なものとなっております。

三谷会長 ありがとうございます。その他にご質問はございますか。

（意見なし）

三谷会長 特に意見がないようでしたら、次の項目に移らせていただきたいと思います。3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化についての説明を事務局からお願いします。

寺嶋係長 報告事項3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化について説明します。資料5ページをご覧ください。医療のデジタル化による効率化や利便性の向上、医療保険制度の安定的な運営、医療費の適正化、そしてマイナンバーカードの普及を促進するために、令和6年12月2日に現行の保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証、つまりマイナンバーカードの保険証利用を基本とする仕組みに移行いたしました。しかし、すでに交付されている保険証については、有効期限まで利用することができることとなっているため、本市の国保加入者については、大部分のかたが、次回の年次更新を行う令和7年7月31日まで保険証を利用することができる状態となっております。令和6年12月2日以降、新たに本市国保に加入したり、有効期限前に住所変更を行ったり、資格の異動などがあった場合には、保険証を交付することはできません。そのため、マイナ保険証を持っていないかたや、マイナ保険証を持っていても利用することができないかたには、保険証と同様の機能を持つ「資格確認書」を交付し、マイナ保険証を持っているかたには「資格情報のお知らせ」を交付しております。

続きまして、マイナ保険証の利用登録等の状況についてです。（1）の表にあるとおり、令和6年10月時点での坂出市国保に加入されているかたのマイナンバーの保険証利用登録率は69.6%となっております。（2）外来におけるマイナ保険証の利用率は、令和6年11月時点で24.74%であり、香川県国保の平均を若干下回るものの、全国平均を上回っている状況です。（3）県内の医療機関における顔認証付きカードリーダーの導入率は資料のとおりとなっております。

現在、けんこう課では、国保加入や各種申請手続に来庁された国保加入のかたにお声掛けし、マイナンバーカードと保険証の紐づけ支援を行っております。また、マイナポイント受取時に紐づけを行っているが、医療機関では利用したことがないという意見をいただくことが多いため、マイナ保険証のメリットや顔認証付きカードリーダーの利用方法についても説明を行っております。市民の方々がマイナ保険証に移行する際に困らないよう、また、マイナ保険証をお持ちでないかたが引き続き適切な医療が受けられるよう、引き続き制度の周知や支援に努めてまいります。以上で事務局からの説明を終わります。

三谷会長 ありがとうございます。マイナンバーカードと健康保険証の一体化についてご説明いただきました。内容について、ご質問、ご意見等はございますか。

吉田委員 マイナ保険証の利用登録状況は国保加入者のみの情報となっていますが、社会保険のかたも考慮すると、坂出市ではどのくらいの人がマイナ保険証を利用していますか。

寺嶋係長 今回、資料に記載させていただいたのは、おっしゃるとおり坂出市の国保に加入中のかただけになります。なぜかといいますと、保険者ごとにこのような数値が提供されますので、私たちは坂出市の国保、また県がとりまとめた県内市町の状況についてはわかりますが、それ以外の被用者保険や後期高齢のかたの利用率については把握していないという状態です。

三谷会長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

(意見なし)

三谷会長 それでは、本日の議事についてはすべて終了しました。円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。また、市長のご挨拶にありましたように今年度末で3年間の任期が終了となります。協議会の運営に本当にご尽力いただきましてありがとうございます。また、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

閉 会

大野課長 三谷会長、ありがとうございました。坂出市国民健康保険運営協議会の委員の皆様は、本年3月末末までが任期となります。皆様、3年間にわたり協議会の運営にご尽力いただき誠にありがとうございました。今後については、委員の皆様や所属されている団体等に改めてお願い等をしていくこととなりますので、今後とも協議会の運営につきまして、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。